

まちづくりの系譜から“次のまちづくり”を考察する

竹内 裕二*

Consideration About The “Next Community Development” from The Genealogy of the Community Development.

Yuji TAKEUCHI *

概 要

急速な社会変化は、物理的に行政だけで対応することが困難である。この状況を改善するには、行政と市民が相互に連携しながら地域力を創造する仕組みをつくっていくことが求められる。ところが、実際の活動における市民行動に理想と現実が介在しており身近な考えではない。本稿の目的は、この現実を認識しながら市民にとっての身近なまちづくりとは何を“まちづくり”の歴史的系譜から“今後のまちづくり”を考察することである。議論の出発点は、佐藤滋が主張する1970年代以降の「まちづくり」を3世代に分類したことを基軸に、これまでの「まちづくり」や「地域」に関する先行研究を辿り、提起された概念や活動を整理することで各世代における社会状況を鑑みながら、様々な研究者が提起した概念や活動を確認していく。その上で、今後の市民参加によるまちづくりには、「地域をメンテナンスする」ことを既存活動で補完しなければならないことを導き出した。

キーワード：まちづくり、地域、メンテナンス、地域経営、地域運営、ガバナンス、コミュニティ、協働

1. はじめに

近年、各地域で時間をかけて育んできた伝統的な自然や文化が失われつつある。その多くが、開発などの人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴って人為的に持ち込まれた外来種による生態系の攪乱などによって進行していったものである。

このような変化は、生物界だけに限った

ことではなく人間社会においても、里地里山^{注1)}や自治活動などで見られる人の関わりの縮小といった変化が生じている。このような時代の変化に後押しされ、これまで私的活動であった保育や介護など、家庭などで対応してきたものが、公共サービスに求められ、負担軽減という形で人々の直接的関与を少なくし、「人とひと」とのつながりを希薄なものにしていった。この現象は、「公共」の守備範囲を著しく拡大し、市民の行政依存

* 非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

体質を助長していった。急速な社会変化は、物理的に行政だけで対応することが困難^{注2)}である。この状況を改善するには、行政と市民が相互に連携しながら、地域課題の発見とその解決に向け、地域の潜在力を発揮する取り組みを行いつつも、地域力を創造する仕組みをつくっていくことが求められる。

政府関係機関は、このような社会状況の変化を鑑み、社会問題化した課題を解決するための方向性を見出す調査研究²⁻⁴⁾を行ってきた。その結果、今後の我国のコミュニティに関する状況を把握した上で、コミュニティのあり方に着目し、「新しい公共」という概念を導入することで解決の方向性を導き、新たなコミュニティのあり方の考えを示した。

この考えは、今後のまちづくりのあり方を示す上で有効であるが、実際の活動における市民行動に理想と現実が介在しており身近な考えではない。この現実を認識しながら、市民にとっての身近なまちづくりとは何を“まちづくり”の歴史的系譜から“今後のまちづくり”を考察することが本稿の目的である。

2. これまでのまちづくりに関する研究についての発展と変遷

「まちづくり」という言葉は、我国固有の文化的背景のもとで生まれた独特の社会運動の延長線上にあり、1970年代に入ってから盛んに使用されるようになった⁵⁾。その契機とは、我国において高度経済成長の破綻が明るみに出たことである。この出来事から、公共政策による環境破壊などが表面化し、大きな社会問題となっていった。

この現象が元で直接の影響を受けた住民は、国民の財産や生命の危機に関する問題に対し、議会が自らの意思を十分に代表していないと強く主張した。住民は、議会・政府に対して既成の秩序や制度の改善を住民運動という形で要求していった。このような運動に対し、住民らは「官治型行政」から「住民自治」への転換をスローガンとして掲げ、住民参加という言葉を象徴的に使い始めたのである。その運動は、一部の地域運動に留まらず、全国的に多様な領域を巻き込み、幅広い市民運動へ成長していった。佐藤滋⁶⁾、⁷⁾は、1970年代以降の「まちづくり」について、

表1：「まちづくりの世代論」と代表的な研究分野で登場する概念

| 「まちづくりの世代論」 | | 公共政策学研究で登場する主な概念 | | 建築・都市計画学研究で登場する主な概念 | | 経済・経営学研究で登場する主な概念 | | 都市・地域社会学研究で登場する主な概念 | |
|-------------------|---------------|------------------|--------------------------|---------------------|------------------|-------------------|---------------|---------------------|-------------------------|
| 1970年代～1980年代初頭 | 第1世代：「理念」 | 1970年代中期 | 足立忠男：「平均的市民」 | 1960年代～1970年代後半 | まちづくりの主体論および組織論 | 1970年代前期～ | 玉野井芳郎：「地域主義」 | 1970年代後期～ | Wellman：「コミュニティ解放論」 |
| | | 1970年代後期 | 寄本勝美：「役割相乗型行政」 | | | | | | |
| 1980年代中期～1990年代初頭 | 第2世代：「実験とテーマ」 | 1980年代末～1990年代初頭 | 荒木昭次郎：「コプロダクション理論」に基づく協働 | 1980年代～1990年代初頭 | まちづくり条例の普及と住民参加論 | 1980年代～ | 宮本健一：「内発的発展論」 | 1990年代～ | 奥田道大：「都市コミュニティ論」 |
| | | 1990年代半ば | 中田実：「地域共同管理」 | | | | | | |
| 1990年代後半～2000年代 | 第3世代：「地域運営」 | 2000年代 | 新川達郎：「ガバナンスの失敗」への注目 | 1990年代後半～ | 参加のまちづくり論 | 2000年代 | 海野進：「地域経営」 | 2000年代 | Gelanty, G.:「コミュニティの復活」 |

出典：長野⁸⁾ (2009) 「地域ガバナンスにおける多主体間連携の基礎的条件」、p.104を基に筆者修正加筆作成

3つの世代に分類できると主張している（表1参照）。

本節では、この3世代を基軸に、これまでの「まちづくり」や「地域」に関する先行研究を辿り、提起された概念や活動を整理することで、各世代における社会状況を鑑みながら、様々な研究者が提起した概念や活動を確認していく。その上で、今後のまちづくりにおいて既存活動を基軸に何かをしていかなければならないかを明らかにする。

(1) 第1世代（1970年代から1980年代初頭）： 「理念」

1960年に成立した池田内閣で掲げられた所得倍増政策以降の日本は、本格的な高度経済成長期を迎えることとなり、社会もそれに伴って大きく変動した。農村部から都市部への人口移動は極めて急速かつ大規模に起こり、都市の過密化と農村の過疎を生じさせた。結果として、都市部は人口の流出速度に追いつかないインフラストラクチャの整備によって劣悪な住環境を生み出し、産業優先の投資がさらに加速すると共に公害問題が発生し、深刻な公害被害を生じさせるなどといった都市問題が発生した。当時、この公害問題に対して、激しい住民運動が展開されたのである。その一方で、地縁を中心とした旧来型のコミュニティが崩壊していった。

ここで示す第1世代とは、その後の1970年代から1980年代である。1970年代初頭まで盛んであった住民運動により、住民の切迫した訴えや要求が行われ、一定の対策や救済が講じられた。このことで、立法処置を勝ち取るまでになった。こうした住民運動を背景として、制定された地方自治体の行政要項、自主条例に基づくまちづくりの地域ルール形成という動きにより、地域からの階層的秩序形成という画期的なまちづくりの動きが出現した。それは、住民主導のまちづくりが、基礎自治体行政をも巻き込んだ主体論、組織論を

産出していくという大きな流れを出現させたのである⁹⁾。

経済学者である玉野井芳郎¹⁰⁾は、このような社会状況を「地域主義」という概念によって提起（1970年代初頭）したが、その後あまり議論展開がされなかった¹¹⁾。なぜなら、高度経済成長の崩壊によって、日系企業の本格的海外進出の開始と少子高齢化の到来により短期間で低成長期を迎えたため、地域主義をめぐる課題が主な論点とならなかったからである。また、この時期のコミュニティについて、Wellman¹²⁾は「コミュニティ解放論」という概念を提起した。この概念は、Wirth¹³⁾が1938年に一時的な絆（コミュニティ）が衰退すると提起した「コミュニティ衰退論」でなく、Whyte¹⁴⁾が1943年にかつてのコミュニティが繁茂し続けると提起した「コミュニティ存続論^{注3)}」とも異なるものである。すなわち、都市の人間関係は、表面的にバラバラでコミュニティが喪失しているように見えるが、コミュニケーションに積極的に交通・通信手段が利用できる人にとっては、都市の人間関係に解放的なリアリティを感じる。しかし、コミュニケーションに消極的で交通・通信手段が利用できない人は、喪失感を感じるというのである。このように都市の人間関係には、ネットワークとしての解放的な都市のあり方が見えてくることを示した。

この時期の特徴ともいえる高度経済成長は、中央政府の強い影響力を発揮し得た経済開発だったことにより、この時代の政策論においては国民経済の観点から地域を捉える必要があった。このことを踏まえ、先進的な自治体は、1970年代半ば頃から議会とは別に地域社会の意思を政策に反映させる補完的仕組みとして住民参加制度を導入した^{注4)}。この制度導入によって、行政と市民との関係を改善させる狙いもあった。これは、足立忠夫¹⁵⁾の「行政と市民との関係を調整するに

は、特に少なくとも両者の間に明確な対立や紛争が発生したときに、市民の側に立って、知識や情報が不足している市民に対して、その不足を補う社会的役割を持った市民そのものが要求されることになる」という主張(1970年代中期)からも推察できる。つまり、行政・市民間の知識・情報のギャップを調整するためには、「素人である紛争の当事者の市民と多種多様ないわゆる専門家」が一定の規準・観点を共有して協力し、それぞれに知識・技術・経験を動員しなければならないと論じている¹⁵⁾。

このような視点は、現在の「協働社会」ともいうべきセクターを越えた協力の「組み方」の考え方を先行的に示すものであり、アドボケーター（権利の擁護者）としての中間支援組織・NPOに期待される役割として述べている。この概念こそが「平均的市民¹⁵⁾」である。これは、行政活動の公準として「①公的情報の理解力における平均的市民」「②公的情報に対する到達度における平均的市民」「③生活における平均的市民」の3項目からなる「平均的市民」を提起しており、それぞれ最大の「例外的市民」から最小の「例外的市民」までの存在を示した。特に③の平均化は、所得への累進課税や資産課税等による政府責任で実現するものとした。①の理解力と②の到達度における「平均的市民」への調整責務と役割も行政が担うべきだとした。

寄本勝美¹⁶⁾は、1970年代後半に足立の概念を発展させる形で、「役割相乗型行政」を提起した。これは後に「役割相乗型社会システム」として一般化された。この「役割相乗型社会システム」とは、「当該の公共問題への対応において関係各者の役割を適切に組み合わせることにより、それに投入する関係各者の労力や資源の量は以前と同じかそれより少なくとも、そこから得られる成果は大きくすることが出来る仕組み」である¹⁶⁾。つまり、「分権と参加のもとで個別問題ごとに地

域の事情を反映したヨコ割の総合的な行政が必須」として、行政セクターの変革を唱えると同時に「彼らは、議論の場を一にすることによって自分たちの考え方の間口を広げ、自分たちの集団利害や市民間の利害を創造的に調整していくことが出来る大きな可能性を持っている」¹⁷⁾として、各種市民団体の活動やリーダーの役割に期待した。この寄本による「役割相乗型行政（社会システム）」に関する一連の研究は、NPO（組織及びリーダー）による各セクターのリソースと、その役割を結集する社会システムに期待される機能を明確にした。

このように第1世代「理念」と位置付けられた1970年代から1980年当頭の日本は、国を司る行政に対して抵抗をしてきた1960年代の経験を土台として、市民が理念を持って運動した時代だった。この時の運動があったからこそ、今の日本における市民活動が芽吹いたといえる重要な時期だといえる。

(2) 第2世代（1980年代中期から1990年代初期）：「実験とテーマ」

1980年代は、大都市の都心空洞化が進んだ時期であり、インナーシティ問題^{注5)}の深刻化が顕著となった。同時に、人々の人間関係も変わってきた。この年代以前であれば、現在居住している者だけで人間関係を構築するのが普通だったが、この頃から既に現地居住地を離れながらも前居住地で築いた人間関係を持ち続ける人も出始め、地域での社会諸活動に大きな役割を果たした（「ネットワーク型居住者」という概念を奥田道大¹⁹⁾が提起）。

さらに、都心では町内会などの地域組織に代わり、「拡がり」と重層性ある地域を磁場とする人と人との結びつき、社会諸活動、あるいはさまざまな出来事や『もの』の「結節点」としての施設・装置が重要な役割を果たしていることを見出した¹⁹⁾。この現象から

地域に根を下ろす組織形成と、自由な個人の
小集団機能との二層性に見られることから、
ゆるやかな絆や柔らかな組織性が挙げられ
た¹⁸⁾。「まちづくり」の歴史的経過に伴って、
奥田が主張する都市コミュニティ論²⁰⁾のよ
うに法令では対応できない地域の課題や要請
が多くなった。自治体は、それらに対して独
自に应运ってきた。それこそが、法規範とな
る「まちづくり条例^{注6)}」である。この条例
の普及は、全国へ広がりを見せるようになった^{注7)}。

この条例が制定される先駆けとなったのが、
宅地開発に対応（1960年～）したもので
あり、その後生活環境・環境管理へ広がり
（1975年～）を見せ、1980年前半より、歴
史的環境を中心にまちを面的に保全していく
という動きへ急速に発展した。このことによ
り、先進的な自治体が自主条例の制定を幅広
く進めた。この動きに同調して、国のモデル
事業も景観を配慮した事業推奨するメニュー
を増していったのである²¹⁾。この動きを加
速させた背景には、1980年に公布された都市
計画法改正に伴う、地区計画制度の創設があ
る。この改正により、地区計画の原案作成の
手続きを市町村が定める条例に委任（都市計
画法16条2項）することで、まちづくりに住
民の参加を促した。ところが、この法令が委
任する手続き（都市計画法施行令10条の2）
のみでは、住民の発意を受け止めるための組
織の位置づけ（まちづくり協議会の登録、認
定など）、助成措置、住民などを構成員とし
る協議会が作成した計画（まちづくり計画）
に対する保障を満たすことができないため、
住民発意による原案作成は不十分だった。そ
こで各自治体が独自に、委任事項以外の内容
（住民の発意を地区計画案に導くための仕組
み）を付加した条例を制定していった。この
ような経緯を経ることにより、まちづくりへ
の市民参加は、一般的なものとなり、今では
当たり前となった。

このような市民参加のまちづくりに対する
市民の意識の高まりも手伝って、実験的に多
様なテーマでまちづくりを展開していったの
が、この当時の特徴である²²⁾。つまり、身
近な課題から独特のテーマや関心事まで、ま
ちづくりの様々な固有テーマ（例えば、歴史
的建築の保存活用や防災まちづくりなど）の
解決に対し、一点突破で対応しようとする
テーマ型のまちづくりが求められたのであ
る²²⁾。そのため、個別のまちづくりに関し
て、様々な方法が開発され、具体的な技術が
蓄積されていき、今日のまちづくりに活かさ
れていった。

このようにして、まちづくりへの住民参加
が進んでいく一方で行政は、前述の第1世
代で導入した「役割相乗型社会システム」な
どの趣旨が、導入当初に行政内部で十分継承
されなかった。このことにより、早くも参加
制度の形骸化や参加のマンネリが指摘される
ようになった。このような状況を鑑みた市民
グループや消費者団体は、1980年代中期以降
から地方政治に対して地方議会の議員や首長
を擁立する等、市民の積極的な参加が見られ
るようになったのである。

このような社会状況に対して、1990年に荒
木昭次郎²³⁾は「コプロダクション理論」に
基づく協働^{注8)}の概念を提起した。この「コ
プロダクション（co-production）^{注9)}」とは、
1980年代のアメリカを中心に用いられた用語
であり、行政サービスの消費者である市民
を、そのサービスの「共同生産」者として捉
え直そうという考え方である。この主体は、
「行政（自治体職員）」と「住民」の「二者間」
とし、「地域住民と自治体職員とが、心を合
わせ、力を合わせて、助け合って、地域住民
の福祉向上に有用であると自治体政府が住民
の意思に基づいて判断した公共的性質をもつ
財やサービスを生産し、供給してゆく活動体
系である」と協働の三原則^{注10)}を順守した
定義を行っている。このことから、新自由

主義時代の財政・福祉サービス削減政策を一つの契機とするものであるが、「共同生産」過程における市民の能動的な参加の可能性や行政側の組織変革も期待されるものであった²⁴⁾。さらに荒木²⁴⁾は、この「心を合わせ、力を合わせ、助け合う協働の場」という概念を実現するものが「媒介構造^{注12)}」だとし、この「媒介構造」を担うのは「地域の総合的機能集団としての町内会や自治会と、特定機能集団としての文化、体育、福祉、ボランティアなどの集団とが併立、対等の立場で結合し連携して活動することが期待され、そのとき媒介構造としての役割を組織の連立は果たしていくことになる」といった組織とした²⁶⁾。この研究から「媒介構造としての組織の連立」をいかに作り出せるかがセクターを越えた協働関係の要となることを示した。

1980年頃に民俗学の立場から鶴見和子、経済学の立場から宮本憲一などが、第1世代で述べた「地域主義」の流れを汲み「内発的發展論^{注13)}」という概念を提起し、広く周知させた。宮本は、自らの内発的發展は外来型開発に対置するものであるが、外来の資本や技術を全く拒否するものではなく「地域の企業・労組・協同組合などの組織・個人・自治体を主体とし、その自主的な決定と努力の上であれば、先進地域の資本や技術を補完的に導入することを拒否するものではない²⁸⁾」と述べている。これは、団体の組織力を利用・活用し、あくまでも「維持可能な開発」であることを重視し、さらに産業開発・産業振興は、地域の発展にとって不可欠である。

この従来の内発的發展論を内在的に批判する研究の立場をとる地域経済学者の中村剛治郎²⁹⁾は、「目的の総合性」、「特定業種に限定せず複雑な産業構造、地域内産業連関」、「住民の参加と自治」といった宮本の示した原則を全て正しいものと認めた上で、理念的で静態的であるといっている。つまり、「これらを基準に、現実の地域開発を結果として

事後的に評価する場合には有効かもしれないが、内発的發展論の発展を創出する政策論として理解すれば、戦略的動態的政策論として発展させる余地がある」と言い、内発的發展論研究においては「農村や過疎地域の実践例から抽出された旧来の原則を繰り返すことなく、現実の地域からの多様な内発的地域振興の取組みに対し、いかにアプローチし、どのように評価し、いかにして内発的發展の方向へと誘導しうるかといった、イデオロギーにとどまらない、プラグマティックな問題意識や実証研究が重要」だというのである³⁰⁾。

このような内発的發展論が示す地域内の主体が連携した活動に関連した概念として、1993年に中田実³¹⁾、³²⁾が公共政策の立場から「地域共同管理」という概念を提起している。中田は、「地域社会とは、人びとの生産と生活にかかわる、さまざまな領域（領域）と程度における地域共同管理組織である」とし、「地域社会は多様な領域のものの重層によってなりたつが、それぞれの層において相対的にまとまった共同（自治）の単位をなして地域を管理し、そのことによって構成員の生活の再生産を保障するとともに自己の組織化をはかっている」と定式化した³²⁾。その後の研究で「地域共同管理^{注14)}」を『『上からの地域統合』と『下からの住民自治・参加』の「相反する2側面をもつ現象を、事象としては1つのものとして統一的に把握する概念」と整理し、そこでの「管理」は「社会的な共同事務の処理（management）という意味も持っている」³³⁾と協働の概念を発展・整理させた。

これまでの社会状況と一変し、1990年代を迎えて間もない日本でバブル経済が崩壊した。これを契機に、それまで顕在化し始めていた国家財政破綻をめぐる、公共事業の公益性そのものに対する批判の目が国民から政府へ向けられるようになったのである。国民は「大型公共事業は、国民生活を潤わせるも

のというよりも、政治家の利益誘導のための道具として用いられたのではないか」という疑念を抱き始め、霞ヶ関の官僚批判と共に中央・地方の公務員批判へ発展していった。さらには、国家のあり方^{注15)} そのものを問う議論へと展開した。

このように第2世代「実験とテーマ」と位置付けられた1980年代中期から1990年代初期の日本は、前世代の経験を基に実験的に行政側から市民側へ歩み寄り、試行錯誤しながらベストな付き合い方をまちづくりのテーマごとに模索していった時期だといえる。

(3) 第3世代（1990年代後半以降）：「地域運営」

バブル経済崩壊を契機に、国及び地方ともに財政状況が悪化してきたため、従来型の公共事業が不可能となった。また、財政状況の悪化により、公共サービスの水準の維持が困難となった政府の側からの要請により、地域運営の軸心に地域自立型の施策、住民主導によるまちづくりを支援する施策などへの移行を進めていったのである。このような社会状況に対して、国民の意識を容認させたのは1995年1月に発生した阪神淡路大震災である。この出来事を契機に、我国において多くの市民団体が生まれ、ボランティア活動が活発化した。これらの団体や市民は、政府が担ってきた公共サービスの代替を行ったり、補完したり、従来政府の専任であると見なされてきた領域に進出することになった^{注16)}。

G. Delanty が提起している「コミュニティの復活³⁸⁾」の概念は、日本が直面しているこの時期のコミュニティを示しているようにも思える。古典的な社会学者たちは、コミュニティの消滅を確信したが、ここに来て事態は著しくかけ離れた状況であったといえる。このような社会状況を鑑み、国家機能の衰退を乗り越えるキーワードとして、これまで行政と議会が政府を管理し、職務を遂行するこ

とによって統括してきた「ガバメント」に代わる「ガバナンス^{注17)}」に注目が集まるようになった。

この「ガバナンス」が注目される背景には、グローバル化した世界の経済と情報によって、政府機能が制限されたことで「ガバメント」の非力さ^{注18)}を露呈したからである。この点を改善させるために導入した「ガバナンス」という概念^{注19)}は、「多様な形態の公的かつ私的な公私関係の相互作用や調整、とりわけ政策ネットワークの役割³⁹⁾」に着目した「社会中心的」なものとして提示^{注20)}したものである。また、経済のグローバル化がもたらした環境変化に対する国家の役割変化を理論的に提示しようと試みたものでもある。この問題提起の前提には、「個」として自立した市民が、相互に自発的協力関係を結び、積極的に社会参加することを通して社会生活のあり方を決定する民主主義の実現が想定されている。この想定を踏まえた上での連帯^{注21)}に基づく信頼によって成立する連帯民主主義（associative democracy）の実現への提起といえる^{40)、41)}。その担い手として多様なアソシエーションの可能性に期待した。

このような社会状況に後押しされる形で1998年12月にNPO法が成立した。以降、セクターを越えた協力関係と地域マネジメントが、社会的に大きく注目を集めるようになった。この動きを受けて各自治体では、市民参加条例・協働条例、自治基本条例等の環境整備が進んだのである。ところが、このような動きにも関わらず「ガバナンス」が失敗^{注22)}しているとB.Jessop⁴²⁾が指摘した。この指摘により1990年代半ば以降蓄積された理論研究も手伝って、セクターを越えた連携の「成功の側面」から「負の側面」についても議論や知見が深まってきた。

新川達郎^{43)、44)}は、この問題に対する解決の方向性として「セクターを越えた連携関

係へも『監視、調査、仲介と調整、ガイドライン設定、失敗時の救済（権利救済）の主導』機能が必要であり、その担い手として中間支援NPO組織のインターメディアリー（仲介）機能、住民代表機関としての議会の審議・決定・監視機能、住民自身の参加・評価・統制を挙げ、それぞれが機能を果たすべきだ」とセクターを越えた連携関係構築に対し、リスクを自覚する必要性と失敗を回避する手段を示した。このような流れを受けた中で、住民参加による合意形成に関する法制度が整備された。例えば、1992年に建設省（当時）が都市計画法を改正し、市民の意見を採り入れる機会を積極的に設けられるよう法律で市町村の都市計画マスタープランを義務付けたのである。このことにより、アンケート調査や住民説明会の他にシンポジウムやワークショップなどの新しい参加の仕組みを取り入れる自治体が増えた。また道路整備などでは、政策形成段階で人々の意見を吸い上げるためにパブリック・インボルブメントという手法を取り入れるようになった^{注23)}。これらは、行政が人々からの意見などを承る場を提供するものである。

このように第3世代「地域運営」と位置付けられた1990年代後半から2000年代の日本は、日本の社会構造転換とも重なったことから、行政や市民という隔たりをなくした上で、地域の運営をみんなで行うための仕組みづくりに着手し始め、各セクター間における付き合い方などといったベストな方法を模索している時期だといえる。

3. これからの“まちづくり”に求められることとは

(1) 2000年以降の第3世代「地域運営」の現状

まちづくりに関する1970年以降の歴史的変遷については、前節で述べたものの第3世代「地域運営」は、2000年頃までの説明しか行

われていない。それから20年が経過した今、日本でのまちづくりや地域に関わる社会環境は、2000年以降と2000年以前では状況が大きく異なっている。特に2000年以降の経済は、日本経済だけに留まらず世界経済全体に影響を及ぼす出来事が多かった。具体的には、1999年から2006年までに行われた平成の大合併^{注24)}、税源の移譲、地方交付税、補助金の削減問題、地域における産業空洞化問題、2008年9月のリーマン・ショック、2011年3月の東日本大震災という大きな変化・出来事に直面した。

これらの出来事によって、2007年から2011年間の実質経済成長率は平均年率マイナス0.8%となり、それに伴う税収の減少や財政支出の増加は、政府債務残高のGDP比率200%を超えた。これはギリシアを上回りOECD諸国中で最悪の水準だった⁴⁵⁾。こうした状況の下、地方財政の危機などから自治体に依存した運営には様々な意味で限界が見え始め、地域格差の解消や、地方経済の再生などが求められ、国民の身近な問題として意識されるようになった。このことに対する国の動きとして、「地方のことは地方で」という意識が強まり、地方分権が一層現実味を帯びてきた。さらには、高齢化に伴う社会保障支出の増加ともあいまって、若年世代・将来世代の負担が一段と高まることとなり、世代間格差が深刻な問題になっている。

このような社会的要請もあり、2000年頃から地方や地域での内発的な発展を図っていくことへの課題が顕著になってきた。これを受け、当時関心を集めたのが「地域運営」であり、その地域運営のあり方⁴⁶⁾や地域発展をいかに果たしていくのかといった議論が行われた。この議論は、「運営」ではなく「経営」でなければならないという方向に話が進んでいった。その理由として、それまでの活動実績ではなく、活動によってどれだけの効果・成果が上げられたのかを重視した業績評価を

行う必要性が求められるようになったのである⁴⁷⁾。つまり、漠然とした地域運営をするのではなく、地方や地域と言っても、経営ビジョンや目標を持って、地域経営という発想を基に地域マネジメント及び地域マーケティングを進めていくことが必要であるという考え方が用いられるようになってきた。この傾向は、主として地方自治体などの行政運営において、組織の維持「存続」でなく「発展」を目指すことを主目的に経営機能の導入を進めている。経営では、経営目標・ビジョンを共有し、組織内構成員が協働して、目標の実現に向けた活動を行い、成果が十分に得られるよう経営資源の統合・調整等の活動をしている⁴⁷⁾。

(2) 地域経営の成員が実行可能な行動・活動とは

現実社会に目を向けたとき、全国的に崩壊の危機にある自治会組織が多く、経営困難で活動存続が難しいNPO組織が多い。この点に関しては、内閣府も指摘⁴⁸⁾している。このような地域内組織が脆弱な状態で、地域経営を行うための主体的組織を教科書通りに構築したならば、有名無実の組織が生まれても不思議ではない。だからこそ、この問題を解決する方策として、産官民の協働による活動が地域経営では重要である。しかし、この問題の全てに住民が関与している。このことから地域社会を担っている各セクター組織の中で市民セクターが最も脆弱であることを露呈していることになる。筆者は、この点に注目し、市民セクター（民）に軸足を置いた活動が、今後の地域経営に求められると考える。この部分を補強することで、海野進が主張している大局的な視点に立った地域経営をより実践的なものとし、いかなる環境の地域であっても、本質・実質的に実行可能な地域経営に導くことができる。しかし、民は、組織構造的に他のセクターと大きく異なるため

外見上はしっかりしていても、内実は脆弱な組織体系である。企業セクター（産）も、行政セクター（官）も、その組織構成員は地域内から選抜された市民によって構成されている。その基本は、仕事を基盤としての集合体である。だからこそ、産や官に属する市民は、地域での活動も仕事として割り切って動くことができ、その仕事そのものに組織としての指揮命令がはっきりし、命令が発令されてからの行動も上司から直接命令が受任者へ伝わり、本人の意思に関わらず、任務終了まで職務を遂行しなければならない。

一方の民は、自治会や町内会、まちづくり協議会などといった組織も、市民によって構成されている。この点は、他のセクターと変わらないが、その活動の基礎となる部分が仕事ではなく、任意の参加による集合体である。さらには、他のセクターと異なり、民内の組織構成は、地域内の人間関係によってのパワーバランスで保たれている。つまり、地域内の住民全員が会員であり、その会員の中から選抜された者が地域の代表として任務に当たり、その業務そのものの基本が無報酬であるため、地域内のパワーバランスが大きく左右してしまう要因でもある。市民の中には、地域内の職務をきちんと責任を持って最後まで行う人、中途半端に投げ出す人、口だけの人など様々な人間模様を地域内で見ることができる。そのような地域で責任を持って最後まで職務をこなす人は、一般的に希少である。このような組織構造上の特質が、まちづくりという地域全体で取り組む大きな活動体の中で、住民を核とした様々な組織の動きが綻びとして目立つようになったように感じる。

一般的に会社には、営業種目というものがあり、会社ごとの専門性や強みを活かした経営を行っている。また社内には、総務部、営業部などといった組織が形成されており、職務内容も部署に応じて異なっている。それゆ

え社員は、自分の仕事や職務範囲というものを認識しており、その範囲を逸脱しないように仕事をしている。このことを地域に置き換えて考えるならば、地域ごとに特性があることは当然である。地域で経営を行うからには、その特性を最大限に活かした活動を行い、地域内組織において誰もがわかる役割分担と、そこに関わる人材の職務範囲を明確にしていくことが望ましい。しかし、このような企業経営の手法を用いた活動経験が浅いため、行き当たりばったりの状況なのではないかと思う。つまり、地域内組織は、協働活動という聞きなれない言葉に翻弄され、周囲の人々は訳も分からないまま活動をし、目前の課題を消化することで精いっぱいというのが実情ではないかと思う。これでは、地域活動を楽しんで行うどころか、地域の伝統や仕来りというものを無意識のうちに守ろうとする使命感が、義務感へと変貌してしまっても当然であり、当たり前の結果ではないかと思う。このような状況が続く限り、地域内の活動という名の仕事の許容量を超え、地域崩壊を招きかねない。

地域経営は、地域と言う固定された場と人が中心となるため、紙の上の計画のように変更や修正などできない。地域経営で組織としての体はあっても、内実的な組織運営が弱かった民の補強を行う必要は不可欠である。それゆえ、他のセクターとの協働活動のあり方を改めて考え直し、実体験を基に実効性あるものに導くことが重要であるといえる。そのような意味で自分の関わる地域を自分たちの生活の中で実行可能なささやかな活動（見守り、補修や修繕など）によってメンテナンスする行動は、今後展開していく地域経営の中で基本的な考え方に位置するのではないかと考える。

(3) 結論

地域をメンテナンスしていく動きが、これ

からのまちづくりにおいて重要になると述べた。その事例が、2013年4月13日に阪神淡路大震災と同じ震源地で再び地震が発生した時の市民の動き方である。同日のマスコミ報道を見聞きすると、住民自身が1995年の出来事を教訓にして、いつ起こるかわからない災害に備え、常日頃から計画的に市民防災の観点からの練習を積み重ねてきたという。結果、その時の教訓が生かされ被害も少なかった。全国では、類似した取り組みが多く行われ、常日頃からのつながりが、有事に役立つことから子どもを巻き込んだ活動へ進化しているが、まだ一部の動きにしか過ぎない現実もある。このような当たり前のような活動も、現実社会での実行は難しい。そのような中でアメリカは、「ガバメント2.0」というスマートフォン・アプリを活用した市民参加型のまちづくりに関する社会実験を実施されている⁴⁹⁾。この実験とは、行政政策や地域の活動に市民が参加すれば、より良い行政が実現できる前提で、市民の力を借りた「救急救命のネットワーク」、「パブリックコメント」、「治安自治（犯罪に対する通報など）」などや「公共施設のメンテナンス」を市民に担ってもらう取り組みである。日本では、千葉市などでも社会実験がスタートしている⁴⁹⁾。

スマートフォンの登場は、情報機器によってインターネットをより身近なものにしてくれた。しかし、どのように優れた機械が登場しようとも、住民の行動は、機械みたいにプログラミングした通りに動かない。最先端のデジタル技術と生身の人間が有するアナログ的行動のバランスが、今後の市民活動を左右すると考える。だからこそ、人間を対象にした取り組みを行うのであれば、2013年4月13日の地震時の市民による行動のように平時からの練習の積み重ねが人々の生活や公共における安全・安心を確保する上で、最も確かな手法となる。現実問題として、行動を伴う住民ネットワークの構築は必要不可欠である

が、現実社会では非常に困難である。多くの地域が理想と現実の狭間で、どうしてよいかわからないでいるのが実情だと考える。地域をメンテナンスする行為は、人間のアナログ的行動を理解することを中心に、市民自身が自分たちのまちを自分たちが日常生活を通じての地域活動をしなから、地域を発展させていくために、何をどのようにしていけばよいのかについて考えていきたい。

これまでのまちづくりに関する研究では、「メンテナンス」という言葉は使用されていなかったが、類似した表現もしくは、このことの重要性を示唆する研究は無数にあった。これらは、一層市民の参加を促したいという期待を込め、まちづくりに携わる研究者一人一人が地域社会に対して何らかの関心や思いを抱いているからこそ、自然なことと言えるかもしれない。ただし、これが学問上の論考という形式をとることはなかった。少なくとも、市民の行動を規制するような条例と言った法律上のことは、研究する上において学問的に取り扱うことは可能であった。またアソシエイトによる行動^{注25)}は、多くの研究がなされているが極一般的かつオープンな視点に立った市民の行動の領域までをまちづくり研究の中の一領域として取り扱う研究は少ない。今後は、この領域までを研究範囲とした研究が求められるようになるだろう。

この視点は、当然なことであり、自然なことであるが、これまで意識的に認識されることがほとんどなかった。これは、広い意味での市民を研究対象として取り扱いたいと考えても、あまりに漠然とし過ぎて、どこから手を付ければよいのかわからなかったと考える方が自然である。この現状を打開する考え方の一つとして、『地域をメンテナンスする』という考え方を提案し、この提案によって「まちづくり」の学問レベルを押し上げたい。筆者は、この提案を契機に今後、地域社会や地域活動、さらにはそれらを構成・機能

させている広い意味での市民とどのように向き合っていくべきかという議論をもっとまちづくりに関する研究の表舞台に引き出していく研究を行ってきたい。

【注 釈】

- 注1) 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在するうち、ため池、草原などで構成される地域である。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である¹⁾。
- 注2) 近年の日本における地方財政は、巨額の債務残高を有する中、人口減少や少子高齢化、企業活動低迷による税収の落ち込みなど極めて厳しい状況にあり、住民の負担能力を制約することが予測される。
- 注3) 都市の人間関係は、表面的にバラバラにコミュニティが喪失しているように見えるが、決してバラバラではなく、組織化されている。単に、その組織化のされ方が、全体社会と異なっているため、齟齬が生じ、問題が生じているというものである。
- 注4) この行為は、政府という統治構造自体を大幅に変更させることなく行うことができた。
- 注5) 都市が、拡大する過程で都市の中心地、特に都心の外周をなす地域の住宅環境が悪化し、夜間人口が減少して、都市空間としての機能が低下する現象。都市の衰退として考えられている¹⁸⁾。
- 注6) 自治体が独自の総合的なまちづくりの目的を達成するために、自治体独自の計画や基準を定め、これに基づき開発や建築を総合的にコントロールする仕組みを定めた条例²¹⁾。
- 注7) 「まちづくり条例」の適応範囲も、広がりを見せ、その意味や範囲も多様であることから、未だ明確な定義がない。

注8) 荒木²³⁾ は、「協働とは、ある種の目標達成のために関係者の主体的な役割が体系化されている状態を意味し、その状態を組織という概念で示すもの。」と指摘した。

注9) この言葉は、1977年にアメリカ・インディアナ大学のヴァインセント・オムトロムが「地域住民と自治体職員とが協働して自治体政府の役割を果たしていくこと」という意味を表現するためにつくった造語である²⁵⁾。

注10) ① 目的共有の原則：共通する地域社会の課題の解決に向けての協働作業の目的が何であるかを市民・市民団体と行政がともに十分に理解し、共有する。ただし、主要な目的は共有する必要があるが、共有できない部分があっても、互いに相反しない内容であれば協働は成立する^{注11)}。

② 相互理解の原則：相互の存在意義や特性を認識し尊重した上で、NPOを核とした市民セクターと行政セクターが各長所・短所や立場を理解し、互いの存在を尊重することにより協働が円滑に行われる。また、行政は市民・市民団体の自主的な活動を尊重し、それらに不当な干渉をしたり、自由を侵害したりしない。この原則を確立するためには、行政は説明責任が求められるとともに、市民の感覚・思考を十分に学ぶ必要がある。一方、市民は行政に要求するだけでなく、行政の話聞き理解する努力が求められる。

③ 対等の原則：対等の立場で協働を進めるためには、双方が対等の関係であることが重要である。タテではなくヨコの関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働する。また、市民・市民団体、行政とともに協働の相手に対して必要以上に依存しない。

注11) この原則を満たすか否かは目的の内容による。例えば、「安全な地域づくり」といったように共有できる目的は多く、比較的確保しやすい原則である。

注12) 「媒介構造」とは、「行政と市民の中間に位

置し、公共的領域の問題について行政から市民へ、市民から行政へと両面交通的橋渡しの役割を演じる」ものである²⁶⁾。また、「地域社会には、様々な住民活動組織が現に存在しているが、それらは現状のままでは行政と市民の協働を促す媒介構造になりえない」と述べ、「そこで求められるのは、地域に介在しているそうした様々の活動組織が互いにどのようなにかかわりあい連携し合って協働の利益を追求していくかということ。そして、そのためにどのような仕組みとルールをつくっていくかという点」であるとした²⁶⁾。

注13) 内発的発展を「地域の企業・組合などの団体や個人が自発的な学習により計画をたて、自主的な技術開発をもとにして、地域の環境を保全しつつ資源を合理的に利用し、その文化に根ざした経済発展をしながら、地方自治体の手で住民福祉を向上させていくような地域開発を「内発的発展 (endogenous development)」とよんでおきたい。」と定義した²⁷⁾。

注14) この「地域共同管理」での担い手については、町内会・自治会等の住民自治組織だけではなく、「1) 地域を代表する組織 (単位自治組織) として地域共同管理を行っているもの、2) 一部の住民グループあるいは事業体として共同管理を行い、またはこれに参加しているもの、3) 住民個人であるが、ボランティアに共同管理に参加しているもの、4) 行政が直接行うか、住民の行政協力員に委嘱して間接的に地域管理を行うもの、5) これらの複合的協力 (組織) によるもの」³³⁾ と重層性を指摘した。中田の研究は、アクターの重層性と同時に秩序性が追求すべき課題であることを示した。

注15) 人々の暮らしを支える社会福祉・医療・教育領域への大幅な財政削減、その一方で軍事費の肥大化、公共事業の拡大など政策運営。

注16) 利益追求のみを求めない企業も同様なことが言えるが、議論を市民団体に絞るために省

略した。

注17) 「ガバナンス」の語源は、ラテン語で「舵取り (steering)」を意味する³⁴⁾。この言葉の意味からも、社会における「舵取り」を誰が担い、どのようなシステムを用いるのかによって多様な見解が示されることになる。提示のされ方により「ガバナンス」という概念も多岐になる。

注18) 中邨³⁵⁾によれば「代表民主制は、環境問題や人口の爆発的増加、あるいは貧困や失業、それに移民の急増や国家間の敵対意識の増幅など、今日の社会が直面している数々の難題になす術を知らない。民主制はそれらの困難に対して、解決策を見いだせない状況にある。政府や自治体が非力であるということは、国民一般の目に一段と鮮明になった」と指摘する。

注19) Stoker³⁶⁾や Woods³⁷⁾は、ガバナンスの概念を①組織による高レベルの管理やマネジメントという意味でのガバナンス、②自律性、効率性、合理性等の市場原理に求められる指標を行政に導入した国家の制度能力の強化が、国家のガバナンス能力を高めるという意味での新しい行政管理としてのガバナンス、③様々な制度や社会の諸組織を経済的あるいは社会的調整のひとつのあり方として設定し、それを政府の役割や意味の変化によって用いられるガバナンス、という3つに整理している³⁸⁾。

注20) この議論の中には、国家中心のどのような戦略をもてば、国家は経済や社会を「舵取り」できるのかといった旧態依然の議論に止まるものもあった。

注21) 市民社会の公共化や市民的共同体における市民性の獲得を目指したものである^{40)、41)}。

注22) ガバナンスの失敗として、「①セクターを越えた協働事業は、社会的成果を生み出すが、成果の配分をめぐる競争関係が生じる可能性がある。②逆に協調とコンセンサスを過剰に重視すると、変化への対応を可能にする学

習や創造的な緊張感を阻害するおそれがある。

③説明責任に時間と費用をかけてオープンな決定をしていかなければ新たな主体の参加や信頼を獲得することは難しいが、迅速な決定・実行を抑制してしまう可能性も生じてしまう。」を提起した。

注23) 従来の市民参加と比べて、計画段階から参加を図り、参加の対象も市民だけでなく、様々な関連団体も含まれている。

注24) 1995年(平成7年)の地方分権一括法による合併特例法改正により、1999年(平成11年)から2006年(平成18年)までの間に3,234から1,821の市町村数に減少した。この大規模な変革を「平成の大合併」と呼ぶ。

注25) アソシエイトとは、「仲間」という英語である。この言葉が示す意味からアソシエイト的の市民とは、学校や宗教、会社など、ある意図をもって集まった任意の集団を構成している市民のことを指す。そのため、それ以外の一般的な市民は、自らの裁量による決定権を有しているため統率が効かないが、アソシエイト的の市民の行動は、市民の所属する集団内である程度の統率が効く。

【参考文献】

- 1) 環境省 HP, 環境省>自然環境・生物多様性>里地里山の保全・活用、<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>
- 2) 国土審議会政策部会国土政策検討委員会(2011年)、「国土審議会政策部会国土政策検討委員会 最終報告書(平成23年2月14日)」
- 3) 都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり政策研究会(2011年)、「都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり政策研究会報告書(平成23年3月)」
- 4) 財団法人 地方自治研究機構(2010年)、「地域コミュニティの再生・再編・活性化方策に関する調査研究 II(平成22年3月)」
- 5) 佐藤 滋(1999)、「まちづくりの科学」、鹿島出版会、pp.12-13

- 6) 佐藤 滋(2004)、「[まちづくり]の生成と歴史」日本建築学会編「まちづくり教科書1 まちづくりの方法」、丸善、pp.12-35
- 7) 佐藤 滋 (2005)、「地域協働の時代とまちづくり」、(佐藤 滋・早田宰編著「地域協働の科学—まちの連携を科学する—」、成文堂)、pp.1-12
- 8) 長野 基 (2009)、「地域ガバナンスにおける多主体間連携形成の基礎的条件-新宿区「社会貢献的な活動団体」に関するアンケート調査からの考察-」、跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第8号、pp.101-128
- 9) 似田貝香門・大野秀敏・小泉秀樹・林 泰義・森反章夫 (2008)、「まちづくりの百科事典」、丸善株式会社、pp.xv-xvi
- 10) 玉野井芳郎 (1979)、「地域主義の思想」、農山漁村文化協会
- 11) 例えば、清水嘉治 (1994)、「新地域主義論-神奈川・横浜のくにづくり-」、新評論
- 12) Wellman, B.,(1979), "The Community Question: The Intimate Networks of East Yorkers", *American Journal of Sociology* 84(5): 1201-1231. (=野沢慎司・立山徳子 訳(2006)「コミュニティ問題-イースト・ヨーク住民の親密なネットワーク-」、野沢慎司編・監訳「リーディングス ネットワーク論-家族・コミュニティ・社会関係資本」、勁草書房、pp.159-204)
- 13) Wirth, Louis, (1938), "Urbanism as a Way of Life", *American Journal of Sociology* 44: pp.1-24 (松本 康 訳 (2011)「生活様式としてのアーバニズム」、松本 康編訳「近代アーバニズム」、日本評論社、pp.89-115)
- 14) Whyte, William Foote, ([1943]1993), "Street Corner Society", 4th ed., Chicago: University of Chicago Press (= 奥田道大・有里典三 訳 (2000)「ストリート・コーナー・ソサエティ」、有斐閣)
- 15) 足立忠夫 (1975)、「行政と平均的市民—土地収用と市民—」、日本評論社、pp.174-287
- 16) 寄本勝美 (1978)、「役割相乗型の行政を求めて—新時代における行政と市民の課題」日本行政学会編「行政の責任領域と費用負担」、ぎょうせい、pp.189-246
- 17) 寄本勝美 (2004)、「役割相乗型の社会システムを求めて—市民・企業・行政のパートナーシップ—」日本大学法学会「政経研究」第41巻第1号、同学会、pp.273-294
- 18) 百科事典マイペディアの解説「インナー・シティ問題」、<http://kotobank.jp/dictionary/mypedia/>
- 19) 奥田道大 (1993)、「都市と地域の文脈を求めて-21世紀システムとしての都市社会学」、有信堂、pp.122-152
- 20) 奥田道大 (1983)、「都市コミュニティの理論」、東京大学出版会
- 21) 似田貝香門・大野秀敏・小泉秀樹・林 泰義・森反章夫 (2008)、「まちづくりの百科事典」、丸善株式会社、p.587
- 22) 日本建築学会編 (2004)、「まちづくり教科書 第1巻 まちづくりの方法」、丸善出版、pp.14-23
- 23) 荒木昭次郎 (1990)、「参加と協働—新しい市民=行政関係の創造—」、ぎょうせい
- 24) 荒木昭次郎 (1996)、「自治行政における公民協働論-参加論の発展形態として-」、東海大学政治経済学部紀要 第28号、p.2
- 25) 平 修久 (2002)、「協働社会の実現は可能か藤原市を例にして」、聖学院大学 総合研究所紀要、p.3
- 26) 荒木昭次郎 (1990)、「参加と協働—新しい市民=行政関係の創造—」、ぎょうせい、pp.239-250
- 27) 宮本憲一 (1989)、「環境経済学」、岩波書店、p.294
- 28) 宮本憲一 (1990)、「地域の内発的発展をめぐって」[鹿児島経大論集]第30巻4号、鹿児島経済大学経済学部学会、pp.55-83
- 29) 中村剛治郎 (2000)、「内発的発展論の発展を求めて」、[政策科学]第7巻3号、立命館大学政策科学会
- 30) 中村剛治郎 (2004)、「地域政治経済学」、有斐

- 閣、p.21
- 31) 中田 実 (1993)、「地域共同管理の社会学」東進堂、p.38
- 32) 中田 実 (1998)、「地域共同管理の主体と対象」中田 実・板倉達文・黒田由彦編著「地域共同管理の現在」、東進堂、pp.17-28
- 33) 中田 実 (1998)、「地域共同管理の主体と対象」中田 実・板倉達文・黒田由彦編著「地域共同管理の現在」、東進堂、p.17-24
- 34) 藤松素子 (2006)、「地域福祉におけるガバナンス議論の検討 - 「新しい公共性」からあらたな「共同性」へ -」、佛教大学社会福祉学部論集 第2号、p.62
- 35) 中邨 章 (2003)、「自治体主権のシナリオ」、芦書房、p.31
- 36) Stoker, G. (1998), "Governance Theory : Five Proposition", *International Social Science Journal* No.155
- 37) Woods, N. (1999), "*Good Governance in International Organization*", Global Governance.
- 38) Delanty, G. (2003), "Community", Routledge. (山之内靖・伊藤 茂訳(2006)「コミュニティ」、NTT 出版)
- 39) Pierre, J. (2000), "Introduction : Understanding Governance, in Pierre, J.ed., *Debating Governance - Authority, Steering, and Democracy*", Oxford University Press. p.3
- 40) Robert.D. Putnam (1993), "*Making Democracy Work* : *Civic Traditions in Modern Italy*", Princeton University Press(河田潤一訳(2001)、「哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造」NTT 出版)
- 41) Hirst, P (1994), "*Associative Democracy—New Forms of Economic and Social Governance—*", Polity Press.
- 42) Jessop, Bob (2000), "*Governance Failure in Gerry Stoker ed. The New Politics of British Local Governance*", Macmillan Press Ltd.
- 43) 新川達郎 (2004)、「パートナーシップの失敗——ガバナンス論の展開可能性」日本行政学会編「ガバナンス論と行政学」、ぎょうせい、pp.26-47
- 44) 新川達郎 (2005)、「ポスト分権・合併時代の住民自治組織と協働」今川晃・山口道昭・新川達郎編「地域力を高めるこれからの協働—ファシリテーター育成テキスト—」、第一法規、pp.9-36
- 45) 森川正之 (2012)、「世代間格差に拍車をけたリーマン・ショックと東日本震災の爪痕」、2012年7月号、中央公論、pp.60-65
- 46) 矢吹雄平 (2002)、「マーケティング・ネットワークの地域モデル」における“ネットワークカー” 岡山商大社会総合研究所報、第23号 2002年10月、pp.183-195
- 47) 海野 進 (2011)、「地域経営の診断視点に関する一考察」、日本経営診断学会論集11、p.126
- 48) 内閣府 経済社会総合研究所 (2009)、「地域経営の観点化の地方再生に関する調査研究」報告書 (2009年2月)、<http://www.esri.go.jp/archive/hou/hou50/hou041.html>、p.4
- 49) NHK・クローズアップ現代 (2013)、「ガバメント2.0 市民の英知が社会を変える」、NHK・2013年4月1日放送